

令和8年度群馬県ブルーベリーブランド化業務 企画提案公募要領

1 趣旨

令和8年度群馬県ブルーベリーブランド化業務の委託先予定者を選定するため、次のとおり実施事業者を公募する。

2 業務内容

(1) 業務名

令和8年度群馬県ブルーベリーブランド化業務

(2) 業務内容

別添「令和8年度群馬県ブルーベリーブランド化業務企画提案仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）

(4) 委託金額

2,500,000円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）以内とする

3 応募資格

次の条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (6) 群馬県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 スケジュール

- | | | |
|-------------|-------------------------------|-----------|
| (1) 参加申込 | 令和8年5月 8日（金）～令和8年5月21日（木）午後5時 | 必着 |
| (2) 質問受付 | 令和8年5月 8日（金）～令和8年5月21日（木）午後5時 | 必着 |
| (3) 企画提案書提出 | 令和8年5月21日（木）～令和8年5月28日（木）午後5時 | 必着 |
| (4) 審査 | 令和8年5月下旬 | ～令和8年6月上旬 |
| (5) 審査結果通知 | 令和8年6月上旬 | |

5 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月21日(木)午後5時(必着)

(2) 提出方法

ア 様式

参加申込書(様式1)

イ 提出方法

「1.1 担当所属・連絡先」に記す担当所属に電子メール、郵送又は持参により提出すること。

6 質問受付

参加申込書を提出した事業者(以下、参加申込者)から、次のとおり質問を下記のとおり受け付ける。なお、審査に係る質問は受け付けない。

(1) 受付期限

令和8年5月21日(木)午後5時(必着)

(2) 質問方法

ア 様式

質問票(様式2)

イ 提出方法

件名を「令和8年度群馬県ブルーベリーブランド化業務プロポーザルに関する質問」とし、「1.1 担当所属・連絡先」に記す担当所属に電子メールにより提出すること。

(3) 回答

質問受付日の翌日から起算して3営業日(土・日曜日、祝日を除く)以内に、参加申込者全員に電子メールで回答する。ただし、質疑の内容によっては、公平性を担保するため、回答内容を県ホームページに公表することがある。

7 企画提案書の提出

参加申込者は期日までに次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月28日(木)午後5時(必着)

(2) 提出書類

ア 企画提案書表紙(様式3)

イ 企画提案書(任意様式)

企画提案書には次の内容を必ず記載すること。

(ア) 事業推進体制等(会社所在地、会社概要、過去の実績も記載すること)

(イ) 提案内容(別添仕様書の業務内容を反映すること)

(ウ) 費用積算(見積書)

(エ) その他必要な資料

ウ 会社案内パンフレット等、応募事業者の概要が分かる資料

エ 課税（免罪）事業者届出書（様式4）

オ 誓約書（様式5（群馬県暴力団排除条例第7条関係））

カ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）

キ 決算書の写し（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））

※オ～キについて、群馬県の「令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿」登載者は、その提出を不要とします。

（3）提出方法

ア 提出部数

6部

※基本的にはA4判とし、正本1部と副本5部とする。ただし、上記7（1）アの企画提案書表紙は1部とする。

イ 提出方法

「11 担当所属・連絡先」に記す担当所属に電子メール、郵送又は持参により提出すること。
なお、電子メールにより提出する際は、電話で電子メールの受信を確認すること。

（4）応募書類の取扱い

提出された応募書類は返却しない。提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

8 審査

（1）審査方法

書面審査

（2）審査基準

ア 趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解等）

イ 企画提案内容に関すること（企画力、実現性、構成内容）

ウ 実施体制等に関すること（業務遂行能力、事業実績、業務への熱意・意欲）

エ 積算に関すること（見積金額の妥当性）

オ 総合評価（全体的な整合性）

（3）契約交渉の相手方の選定方法

ア 選定委員会の委員（以下、「選定委員」という。）による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。

イ 上記の受託候補者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者と交渉を行う。

ウ 評価点の合計点数が同点だった場合は、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計点数の優劣をつけ受託候補者を決定する。

（4）審査結果

令和8年6月上旬に、応募事業者全てに通知する。

（5）その他

次のいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ・企画提案書の提出期限を過ぎて提出された場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・見積金額が委託金額を超過している場合
- ・審査の公平性を害する行為があったと県が認める場合
- ・誠実な契約の履行が望めないと県が判断した場合

9 契約締結等の手続

(1) 契約の締結

県は、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる事業者を優先交渉者として扱い、契約相手方の候補者とする。

本プロポーザルによる提案内容及び企画提案仕様書は、受託候補者の選定のために使用するものであり、契約時には改めて内容を協議した上で、必要に応じて内容を変更して、予定価格の範囲内で契約を行う。なお、契約締結に必要な経費は受託候補者の負担とする。

(2) その他

受託候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を明記した辞退届けを提出すること。

10 注意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には契約を解除することがある。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- (3) 参加申込後に辞退する場合には、速やかに連絡すること。
- (4) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合において、県は受託者の損害を補償しない。
- (5) 業務委託者が主たる業務を第三者に委託し、又は請け負わせて実施することは認めない。また、再委託等の相手方が当該プロポーザルの入札者となることは認めない。
- (6) 一事業者が複数のプロポーザル入札者の協力者となることは原則として認めない。
- (7) 実施要領に定めのない事項又は本要領の事項について疑義を生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、定めるものとする。

11 担当所属・連絡先

群馬県農政部蚕糸特産課果樹係

住所 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 (群馬県庁19階)

電話 027-226-3136

E-mail : sanshitoku@pref.gunma.lg.jp